

一を整備しているか。
(注)事前報告書記入内容に加え、報告徴収様式12-1【設問1～3】欄及び様式12-2に管路の全データが適切に記入できているか

ウ、管路の更新計画が適切に策定されているか。
(注)報告徴収様式12-1【設問4～5】欄の記入内容等

◆石綿セメント管
◆管路全般
【現行の更新計画】
(※確定・公表ベース)

【中長期視点に立った更新計画】
(※内部検討ベース・試算ベースで可)

(2) 管路の耐震化対策が適切に進められているか。

ア、現在の管路の耐震状況に関する業務指標(P1)を把握しているか。

イ、主要管路の箇所数及び耐震化対応・耐震化未対応・耐震化計画策定箇所数を把握しているか。
(注)報告徴収様式13-1～13-4の記入内容

ウ、管路の耐震化計画を適切に策定しているか。
(注)報告徴収様式13-1～13-4の記入内容

【現行の耐震化計画】
(※確定・公表ベース)

【重点的な耐震化計画】

○石綿障害予防規則 第1条

2 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。

○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」

1 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない

(6) 地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、水圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。

(8) 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。

附則

1 この省令は平成12年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

○平2衛水第282号(課長通知)「水道用水の有効利用の推進について」1(2)

各水道事業者は老朽管の更新を積極的に実施されたいこと。特に、「石綿セメント管の更新については「水道用石綿管診断マニュアル(財団法人水道管路技術センター発行)」を参考とし、計画的な更新に努められたいこと。

○平5衛水第174号(課長通知)「配水管路の維持管理等について」2

老朽化した配水管については、老朽度を把握した上で、計画的な布設替えを行うこと。(略)

○平成18年健水発第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」

(略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略) 貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水管等)について次の内容を適切に実施されたい。(略)

3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。

(参考)H17.4 水道施設機能診断の手引き

(参考)H17.5 水道施設更新指針

(参考)H20.2 未定額水道事業に係る計画的な資産管理及び資金運用に関する手引き(骨子案)～技術的裏付けに基づく効率的な維持管理及び更新を目指して～

○法第5条(施設基準)

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

○法第19条第2項(水道技術管理者)

水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。

1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

○平12省令第15号(施設基準)

第1条(一般事項)

1 一般事項

(4) 災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであること。

(7) 施設の重要度に応じて、地震力に対して安全な構造であるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。

3 貯水施設

(2) 地震及び強風による波浪に対して安全な構造であること。

7 配水施設

(7) 災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように必要な措置が講じられていること。

(11) 配水池等は、次に掲げる要件を備えること。

Ⅱ 需要の変動を調整することができる容量を有し、必要に応じて、災害その他非常の場合の給水の安定性等を勘案した容量であること。

附則

1 この省令は平成12年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで、(略)第3条第1項第1号から第6号まで、(略)第7条(略)第7号、第11号(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第1編第5章第2節第1の2

水道事業者等は、水道耐震化計画策定指針(案)を参考に、各地域の特性を踏まえて、具体的目標を定めて、計画的に耐震化を進めるよう努める。

○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(3)①

浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化率の向上について、耐震化率を100%にすることを目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。特に東海地震対策強化地域及び東南海・南海地震対策推進地域においては早期の達成を目指す。

○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3)

・施設の耐震化推進

○平成19事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」

別添のとおり厚生労働省関係各局課長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。

1. 基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に至る水道施設の耐震化の促進に努めること。(略)

○平成20健水発第0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」

(略) 現に設置されている水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項についての取り組み方、よろしく願います。

1. 現に設置されている水道施設の耐震化

(1) (略) 既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。地方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を

		<p>講じて実施する必要があり、工期が長期間に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。</p> <p>(2) 既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。</p> <p>ア 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。</p> <p>イ 耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多数みられることなどから、基幹管路（導水管、送水管及び配水管をいう。以下同じ。）として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね10年以内に転換を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている鋼鉄管及び塩化ビニル管（IS継手）についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進める。</p> <p>ウ 災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害時においても給水を確保するため、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。</p> <p>(3) 各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。</p> <p>(略)</p> <p>2. 水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。</p> <p>(参考) 平9.1 水道の耐震化計画策定指針（厚生省） (参考) 平20.3 「水道の耐震化計画等策定指針」（見直し）</p>
<p>⑩-3 技術的裏付けに基づく更新事業計画（更新需要の定量的把握）</p>	<p>(1) 建設改良費及び資産額に関する基礎データが整備されているか。 ア. 建設改良費 イ. 有形固定資産 (注) 報告徴収様式10の実績年度欄及び様式11に全データが適切に記入できているか</p> <p>(2) 施設（管路除く）の中長期的な更新事業計画が策定できているか。 (注) 報告徴収様式14-2の将来年度欄に、平成60年度までの各施設（浄水場系統別・施設種類別）の必要な更新・改良・耐震化費用が適切に記入できおり、平成60年度までの施設全体の更新事業費が記入できているか</p> <p>(3) 管路の中長期的な更新事業計画が策定できているか。 (注) 様式12-2に記入された布設実績データをもとに、報告徴収様式12-1【設問5】の平成60年度までの各年度の欄に、「更新された管路延長」及び「当該年度に管路更新に要した金額」が適切に記入できているか</p> <p>(4) 水道施設全体（施設＋管路）の中長期的な更新事業計画が策定できているか。 (注) 報告徴収様式10の将来年度欄に、平成60年度までの水道施設全体（施設種類別）の建設改良費（更新事業計画）が適切に記入できているか</p>	<p>○法第5条（施設基準） 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。 4 前3項に規定するものほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査</p> <p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない (6) 地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、水圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。 (8) 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。</p> <p>附則 1 この省令は平成12年4月1日から施行する。 2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで（略）に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。</p> <p>(参考) H17.4 水道施設機能診断の手引き (参考) H17.5 水道施設更新指針 (参考) H20.2 未定稿水道事業に係る計画的な資産管理及び資金運用に関する手引き（骨子案）～技術的裏付けに基づく効率的な維持管理及び更新を目指して～</p>
<p>⑩-4 更新事業及び財政状況に関する総合評価（技術的裏付けに基づく効果的な資産管理及び資金運用）</p>	<p>(1) 現在の料金設定方法及び更新財源確保の考え方について説明できるか。 (注) 報告徴収様式8の記入内容も確認</p> <p>(2) 現行の事業計画（財政計画）について説明できるか。 (注) 報告徴収様式9-1の記入内容及び様式16の各種グラフ等を確認</p>	<p>(参考) H17.4 水道施設機能診断の手引き (参考) H17.5 水道施設更新指針 (参考) H20.2 未定稿水道事業に係る計画的な資産管理及び資金運用に関する手引き（骨子案）～技術的裏付けに基づく効率的な維持管理及び更新を目指して～</p> <p>(参考) ○法第5条（施設基準） 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。 4 前3項に規定するものほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。</p>

	<p>(3) 中長期的な更新需要が財政収支等に与える影響を把握しているか。 (注) 報告徴収様式9-2の記入内容を様式9-1の記入内容と比較(様式16の各種グラフ等で視覚的に確認可能)</p> <p>(4) 中長期的な更新需要を踏まえた適切な更新事業、料金設定、資金確保の検討を行っているか (注) 報告徴収様式9-3の記入内容を様式9-1, 9-2の記入内容と比較(様式16の各種グラフ等で視覚的に確認可能)</p> <p>(注) 様式9-3のシミュレーションにおいて、様式9-2で把握された現行事業計画における更新事業量・経営状況・更新財源それぞれに関する問題点・課題が改善されているか</p>	<p>1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○水道法逐条解説(法第19条関係) 水道事業者の所掌事務は、水道の管理についての技術上の業務である。(略) 第1号の「水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査」が所掌事務の一つとされているのは、法第5条の施設基準は水道の布設に当たって適用されるのみでなく、その後においても常時保持されるべき基準であることから、技術上の管理業務の一つとして水道技術管理者がその適否を検査するものである。 水道技術管理者の職務は、これらの検査、健康診断、衛生上の措置及び給水の停止そのものを内容とするのであって、本条の規定は、検査の結果必要とされる改善等の措置までは含まれないが、検査の結果改善策の措置が必要なものについては所用の措置が講じられるようにしなければならないことはいうまでもない。</p> <p>○法第14条(供給規程) 1 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。 (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。 (略) 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 ○施行規則第12条(法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目) 1 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1) 料金が、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。 2 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。 イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業用の合算額 ロ 支払利息と資産維持費との合算額 ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額 3 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。</p>
--	---	--

4. 衛生管理

【健康診断】

<p>① 定期の健康診断の実施状況は適切か。</p>	<p>(1) 定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。 (参考) 他の法令に基づいて行われた健康診断の実施項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものとみなす。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 第21条第1項の規定による健康診断 ○法第21条第1項(健康診断) 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第16条第1項(健康診断) 定期の健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して、行うものとする。 ○施行規則第16条第4項(健康診断) 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ)に基づいて行われた健康診断の内容が、第1項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分の健康診断とみなす。(略) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p>
<p>(2) 健康診断の実施項目は適切か。</p>	<p>(2) 健康診断の実施項目は適切か。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 第21条第1項の規定による健康診断 ○法第21条第1項(健康診断) 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の4 (1) 病原体検査は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。 (2) 病原体検査は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p>
<p>(3) 健康診断の受診者は適切か。 ○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○運転業務委託会社の社員に対しても健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた職員の健康診断も、後日行っているか。 ○業務には従事していない</p>	<p>(3) 健康診断の受診者は適切か。 ○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○運転業務委託会社の社員に対しても健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた職員の健康診断も、後日行っているか。 ○業務には従事していない</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 第21条第1項の規定による健康診断 ○法第21条(健康診断)第1項 水道用水供給事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○水道法逐条解説(法第21条関係) 取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者の全員が本条の健康診断受診対象者である。これらの者に伝染病(感染症)等の保菌者がいた場合には、水道水が汚染されるおそれがあるからである。臨時の職員、作業人等についても、本条は適用される。</p>

	が、頻りに浄水場等に入りすることによって、水が汚染されるおそれがあると判断される者(職員、清掃業者等)についても、健康診断を行っているか。	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。 ○職員に感染症(赤痢、腸チフス、パラチフス等)の病原者がいることが明らかとなった場合、その職員等に対する措置は適切か。	○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 第21条第1項の規定による健康診断 ○法第21条(健康診断)第1項 水道用水供給事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、以下により、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第16条(健康診断)第2項 法第21条第1項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について、前項の例により行うものとする。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。 (参考)他の法令に基づいて行われた健康診断の実施項目が同一で、その内容をもって健康診断が実施されたものとみなした場合は、他の法令に基づいて行われた健康診断の記録をもって代えることができる。	○法第21条第2項(健康診断) 水道事業者は、前項の健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第16条(健康診断)第4項 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ)に基づいて行われた健康診断の内容が、定期健康診断の感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、健康診断に関する記録は、他の法令に基づいて行われた健康診断の記録をもって代えるものとする。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)

【衛生上の措置】

④水道施設についての汚染防止はなされているか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているか。	(1)取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が充分になされているか。 (2)上記の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いた耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼等がなされていないか。	○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 6 第22条の規定による衛生上の措置 ○法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第17条第1項第1号(衛生上必要な措置) 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5(1) 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいの周辺は、常に充分な清掃を励行し、(略)
		○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 6 第22条の規定による衛生上の措置 ○法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○施行規則第17条第2号(衛生上必要な措置) 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (10)水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠とし、又はさくの設置の他必要な措置が講じられていること。 附則 1 この省令は平成12年4月1日から施行する。 2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。 ○平15健水第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5 1 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいの周辺は、常に充分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこと。 2 前項の施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない設備とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜等の放し飼等をしてはならないこと。 ○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」

		<p>(略)については、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお願いいたします。</p>
<p>⑤給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。</p>	<p>(1)給水栓における水が、遊離残留塩素濃度0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生物が検出されていることはないか。 ○現在は、管末で遊離残留塩素が0.1mg/lを保持しているが、将来下回るおそれはないか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについて、対策の検討がなされているか。</p> <p>(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 6 第22条の規定による衛生上の措置 ○法第22条(衛生上の措置) 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第17条第3号(衛生上必要な措置) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。(略) ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平8衛水第230号(課長通知)「水道における衛生上の措置の徹底等について」1 病原性大腸菌等による感染症を防止するためには、水道法第22条に規定する衛生上の措置を徹底することが基本であり、特に、同法施行規則第17条第3項に規定する塩素消毒が確実に行われることが重要であるので、その旨管下水道事業者への指導を徹底されたい。 ○平15厚労省告示第318号「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」 水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。(略) ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5 (3)水の消毒は塩素によることを基本とすること。 ○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」 (略)については、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお願いいたします。</p> <p>○施行規則第17条第3号(衛生上必要な措置) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上とする。 ○施行規則第52条(準用) (略)第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5 (6)次のような場合には、遊離残留塩素を0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)以上とすること。 イ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。 ロ 全区域にわたるような広範囲の断水後給水を再開するとき。 ハ 洪水等で水質が著しく悪化したとき。 ニ 浄水過程に異常があったとき。 ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。 ヘ その他特に必要があると認められるとき。</p>
<p>⑥消毒が連続的に適正な場所で行われているか。</p>	<p>(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないよう常に整備しているか。消毒剤の注入設備には予備設備は設けられているか。</p> <p>(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分に混合するように行われているか。</p>	<p>○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 5 浄水施設 (5)消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。 ホ 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5 (4)消毒設備については、水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号の規定によるほか、消毒が中断しないよう、常に整備を行うこと。</p> <p>○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第5号 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果を得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の5(5) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行うこと。</p>

5. 水質検査

<p>① 定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適切か。</p>	<p>(1) 毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。 ○ 土日祝祭日にも行っているか。 ○ 消毒の残留効果に関する検査だけでなく、色及び濁りの検査も行っているか。</p>	<p>○ 法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査 ○ 法第20条第1項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○ 法第31条（準用） （略）第19条から第23条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○ 施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査） 1 法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）次に掲げる検査を行うこと。 イ 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 4 第1項第1号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行った日においては、行うことを要しない。 ○ 施行規則第52条（準用） （略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略）</p>
	<p>(2) 基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。 ○ 検査項目別に規定されている回数（毎月1回以上・3月に1回以上）の検査を行っているか。（検査回数の減を除く） ○ 基準項目の検査は、基準の表のすべての項目について検査を行っているか。（検査の省略を除く）</p>	<p>○ 法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査 ○ 法第20条第1項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○ 法第31条（準用） （略）第19条から第23条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○ 施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査） 1 法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）次に掲げる検査を行うこと。 ロ 第3号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下「基準の表」という）の上欄に掲げる事項についての検査 （3）第1号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。 イ 基準の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1箇月に1回以上とすること。（略） ロ 基準の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1箇月に1回以上とすること。 ハ 基準の表中3の項から8の項まで、10の項から20の項まで、32の項から37の項まで、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね3箇月に1回以上とすること。（略） 3 第1号ロの検査（略）は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 5 第1項第1号ロの検査は、第2項の検査を行った月においては、行うことを要しない。 ○ 施行規則第52条（準用） （略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○ 平15厚労省令第101号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によつて行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。（略） ○ 平15厚労省令第261号「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該当各号に掲げるとおりとする。（略） ○ 平15健発第1010004号（局長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正について」（略）</p>
	<p>(3) 検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることができる要件を満たしているか。また、その検査頻度は適切か。 ○ 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況の把握が不十分であるにもかかわらず、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと判断していないか。</p>	<p>○ 法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査 ○ 施行規則第15条第1項第3号（定期及び臨時の水質検査） イ 基準の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1箇月に1回以上とすること。ただし、基準の表中37の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とすることができる。 ハ 基準の表中3の項から8の項まで、10の項から20の項まで、32の項から37の項まで、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に於いて水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であつて、過去3年間に於ける当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう）の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間に於ける当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。 ○ 施行規則第52条（準用） （略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○ 平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3（塩素酸の水質基準化に伴い平15健水発第1115002号により一部改正） （9）水道法施行規則第15条に係る（略）検査回数（略）について、別添1のとおりとりまとめ、（略）</p>
	<p>(4) 検査項目の省略を行っている場合、省略すること</p>	<p>○ 法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する</p>

とができる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質検査を行っているか。

○原水並びに水源及びその周辺の状況等の把握が不十分であるにもかかわらず検査が必要ないとしていないか。

○省略項目についても、概ね3年に1回の水質検査を行っているか。

他の職員を監督しなければならない。

4 次条第1項の規定による水質検査

○施行規則第15条第1項第4号（定期及び臨時の水質検査）
次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号及び前項の規定にかかわらず、省略することができる。（略）

○施行規則第52条（準用）
（略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略）

○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3（塩素酸の水質基準化に伴い平19健水発第115002号により一部改正）
（5）水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回程度は、省略した項目についても水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

（9）水道法施行規則第15条に係る（略）検査の省略について、別添1のとおりまとめ、（略）

別添1 新水質基準等の検査における、給水栓以外での採水の可否、検査の回数、検査の省略の可否

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

②採水地点は適正か。

(1) 採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目については、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。

○浄水場出口だけでなく、配水管の末端等水が停滞しやすい場所で行われているか。（ただし、一定の場合は可）
（注）適当な給水栓がない場合は消火栓でもよい。

○ループ管であっても水が停滞しやすい場所を選定しているか。

○定点ではなくローテーションで採水していないか。

○一定の場合（送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合）であることが認められていないにもかかわらず、浄水場の出口等で採水していないか。

○鉛管はあるが低減化対策（pH調整又は需要者に対する広報活動）がなされていない場合、更に採水地点について状況を確認し、鉛管のない給水栓のみを定点として選択していないか。

○法第19条第2項（水道技術管理者）
水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。

4 次条第1項の規定による水質検査

○施行規則第15条第1項第2号（定期及び臨時の水質検査）
検査に供する水の採取場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中3の項から5の項まで、7の項、10の項から20の項まで、36の項、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

○施行規則第52条（準用）
（略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、（略）第15条中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所と（略）読み替えるものとする。」

○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3
（3）検査に供する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要であること。また、必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること。

○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添1の注1
一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採水することができる。

○水道法逐条解説（第20条関係）
1（略）「判断できる場所」とは、給水栓のほか配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含むものであり、（略）

○平成19健水第1221001号（課長通知）「鉛製給水管の適切な対策について」
（略）近年の統計調査においても依然として鉛製給水管が残存しており、鉛に対する抜本的な対策としては鉛製給水管の布設替えが必要であることから、平成16年6月に当省が策定した「水道ビジョン」では、達成すべき施策目標のひとつとして、鉛製給水管の総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取り組みの推進を図ってきているところである。

また、これに関連して、平成19年8月に実施した「鉛製給水管に関するアンケート調査」の結果、水道事業者間においては鉛製給水管対策の進捗に差異がみられ、鉛製給水管が残存している水道事業者において鉛製給水管布設替計画を策定していないものが半数以上を占めるなど、鉛製給水管の早期全廃への目標達成に依然として課題が残っていることが明らかとなった。

については、鉛に係る水質基準確保のためには、以下の内容が重要と考えられる（略）

3 鉛の水質基準の確保
鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、以下の(1)から(3)等により、鉛の水質基準の確保に万全を期されたい。（略）

(2) 鉛濃度の把握
鉛製給水管を使用している給水栓における鉛濃度の把握に努めること（例えば、定期水質検査の採取場所に含めることや鉛製給水管に着目した水質調査の実施等）。

(3) 鉛濃度が高い給水栓への対応
水質調査等により鉛濃度が高いことが把握されている給水栓について、水道事業者が実施する配水管分岐部から水道メーターまでの布設替えを優先的に実施する、使用者に布設替えを働きかける等の対応を図り、水質基準の確保に万全を期されたいこと。

(2) 採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。

また、配水系統ごとに選定しているか。

○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。

○法第19条第2項（水道技術管理者）
水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。

4 次条第1項の規定による水質検査

○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3
（1）水道法施行規則第15条第1項第2号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定し（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。）、また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されることがないようにすること。

（参考）維持管理指針

<p>③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。</p>	<p>水質管理目標設定項目について、水源の種類や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。</p>	<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8)水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。 一 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目(略)についても必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けられたいこと。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第3(塩素酸の水質基準化に伴い平19健水発第1115002号により一部改正) 1 基本的考え方 (1)水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、当該濃度を超過して浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきものであること。このため、水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理活用されたいこと。また、水質管理目標設定項目の結果については、水道事業者等においてとりまとめ、(略)公表し、関係者の注意喚起等に努められたいこと。 (2)なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種類等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。 イ 水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目 アンチモン及びその化合物、亜硝酸態窒素、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1, 1, 1-トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌 ロ 水源が河川水である場合に着目すべき項目 上記イに掲げる項目、ウラン及びその化合物 ハ 水源が地下水である場合に着目すべき項目 上記ロに掲げる項目、1, 2-ジクロロエタン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トルエン、メチル-tert-ブチルエテル ニ 使用する資機材及び薬品の観点から着目すべき項目 ニッケル及びその化合物、亜塩素酸、二酸化塩素、臭気強度(TON)、pH値 ホ 消毒副生成物等の観点から着目すべき項目 亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度(TON)、pH値 2 水質の測定等 (1)水質検査にあたっての地点や頻度設定の考え方は水質基準に係る検査に準じ、基本的には水質検査を行う地点と同一とすること。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の1(略) ○平15健水発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4(塩素酸の水質基準化に伴い平19健水発第1115003号により一部改正) 将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」を別添1のとおり定めたこと。(略) ○平15健水発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第4の2(塩素酸の水質基準化に伴い平19健水発第1115003号により一部改正) 水質管理目標設定項目のうち農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。(略)測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添2のとおりリストアップしたこと。(略)</p>
<p>④水質検査の委託先の選定方法は適切か。</p>	<p>水質検査を適切な機関に委託しているか。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査 ○法第20条第3項(水質検査) 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。 ○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p>
<p>⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。</p>	<p>(1)水質検査結果は、水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。</p>	<p>○法第4条(水質基準) 1 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (1)病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。 (2)シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。 (3)銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。 (4)異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。 (5)異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。 (6)外観は、ほとんど無色透明であること。 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査 ○法第20条第1項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○平15厚労省令第101号「水質基準に関する省令」(平成19年厚生労働省令第135号により一部改正(塩素酸の追加)) 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。(略)</p>

	<p>(2) 水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。 ○毎日検査を委託している場合にあっては、異常が認められた際、速やかに報告を受けられる体制になっているか。</p> <p>(3) 異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。</p>	<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2の1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。(略)</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2の1 (略)なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。</p>
<p>⑥臨時の水質検査は昨年度行ったか。</p>	<p>(1) 臨時の水質検査が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合、水質検査を行っているか。</p> <p>(2) 臨時の水質検査結果において異常が認められた場合、どのような対応をとっているか。</p>	<p>○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査</p> <p>○法第20条第2項(水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。</p> <p>○法第31条(準用) (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○施行規則第15条第2項(定期及び臨時の水質検査) 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。 (2) 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第2号の規定の例によること。 (3) 基準の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号の規定にかかわらず、省略することができること。</p> <p>○施行規則第15条第3項(定期及び臨時の水質検査) (略)第2項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p> <p>○平15厚告示第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(略)</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (7)臨時の水質検査は次のような場合に行うこと。 イ 水源の水質が著しく悪化したとき。 ロ 水源に異常があったとき。 ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。 ニ 浄水過程に異常があったとき。 ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。 ヘ その他特に必要があると認められるとき。</p> <p>○平17健水発第0525001号(課長通知)「水道施設の工事の施工における留意事項について」 2 施工方法の検討 (略)ただし、やむを得ず、対象となる系列や設備の運転を停止させずに浄水に直接又は間接にふれる可能性のある水道施設の工事を施工する場合には、有害な物質が浄水に混入しないよう、施工方法をあらかじめ十分検討すること。特に、使用する材料の物性に応じて、当該物質の直接混入だけでなく、気化等による間接混入も防止するための措置を講ずること。 3 施工管理の徹底 (略)併せて、上記2のただし書きに該当する場合には、工事期間中は臨時の水質検査を行って汚染がないことを確認するなど、水質管理に万全を期すこと。</p>
<p>⑦原水の水質検査は適正に実施しているか。</p>	<p>(1) すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。</p> <p>(2) 必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。</p>	<p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第2の1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。(略)</p> <p>○平5衛水第187号(課長通知)「『水道法の施行について』の一部改正について」留意事項等について」2 水道用水供給事業又は他の水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道事業については、従前どおり原則として水質基準の全ての事項を対象に水質検査を行うものであるが、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の採水場所と、供給を受ける水道事業が行う原水の水質検査の採水場所とが隣接している場合には、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の水質検査を、供給を受ける水道事業が行う原水の水質検査として取り扱うことも差し支えない。</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸及びホルムアルデヒドを除く)を実施し、(略)その結果を一定期間保存されたいこと。(略)</p> <p>○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(略)を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存されたいこと。(略)</p>
<p>⑧水質検査計画は策定されているか。</p>	<p>(1) 水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定されているか。</p>	<p>○施行規則第15条第6項(定期及び臨時の水質検査) 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第1項及び第2項の検査の計画を策定しなければならない。</p> <p>○施行規則第52条(準用) (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)</p>

	<p>(2) 策定されている場合、その内容は適切か。</p>	<p>○施行規則第15条第7項（定期及び臨時の水質検査） 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの (2) 第1項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由 (3) 第1項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由 (4) 第2項の検査に関する事項 (5) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容 (6) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項 ○施行規則第52条（準用） （略）第15条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8) 水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。 イ 「水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの」とは、原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項であること。 ロ 「臨時の水質検査に関する事項」とは、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等であること。 ハ 「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」とは、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等であること。</p>
<p>⑨水質検査の精度管理及び信頼性の保証が確保されているか。</p>	<p>(1) 自己検査を行っている場合、水質検査の精度管理を行っているか。</p> <p>(2) 正確な検査結果を得るための体制の構築に努めているか。 ○信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備を行っているか。 ○標準作業書の作成等を行っているか。また、最新の公定法を反映して見直しを行っているか。 (※) 信頼性保証部門 ・水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門</p> <p>(3) 水質検査を委託している場合は、精度管理の結果について確認しているか。</p>	<p>○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3(8) 二 水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けられたいこと。</p> <p>○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。</p> <p>○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。</p>
<p>⑩過去5年間の水質検査記録が保存されているか。</p>	<p>(1) 水質検査の記録を適正に作成しているか。 ○毎日検査の際、色、濁りについて、異常がなくても記入しているか。</p> <p>(2) 過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。</p>	<p>○法第20条第2項（水質検査） 水道事業者は、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、（略） ○法第31条（準用） （略）第19条から第23条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (9)（略）水質試験・検査の結果を記載する書類の例を別添2に示したので参考とされたい。（略）</p> <p>○法第20条第2項（水質検査） 水道事業者は、水質検査を行ったときは、（略）水質検査を行った日から起算して5年間、これを保有しなければならない。 ○法第31条（準用） （略）第19条から第23条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略）</p>

6. 水質管理

<p>①水源周辺及び上流域の汚染源の把握はされているか。</p>	<p>(1) 水源付近及びその後背地域において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の立地状況等（工場、事業場の有無、種類、汚染物質の排出状況等）について把握されているか。 (※) おそれのある工場等 ・水濁法特定施設 ・PRT法届出施設 ・産廃処分場 ・下水処理施設 ・畜舎</p>	<p>○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の3 平常より、水源付近及びその後背地域について、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無及び種類並びに汚染物質の排出状況などの把握に努めること。また、そのために、必要に応じ関係行政機関などの協力を得るよう努めること。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(2)③ できる限り良好な水質の水を原水として利用するために必要な場合に、水源保全対策や取水地点等の変更等による原水水質改善対策について、目標を設定する。 ○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・流域圏ごとの水質管理情報の共有化（略）による水源水質の向上</p>
----------------------------------	---	---

<p>(2) 水源が汚染されるおそれのある水道事業者等においては、水源の監視を強化しているか。 また必要に応じ、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器等により、毒劇物等による汚染の早期発見の措置がなされているか。 ○常時監視等できる体制となっているか。</p>	<p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、水源の監視、魚類の飼育等の導入を図る等の体制整備を図り(略) ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について 水道原水が汚染されるおそれのある水道事業者等にあつては水源の監視を強化し、また必要に応じ水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めること。(略) 別添3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項 (3) 水源の監視 原水における水質異常を早期に発見するため、各水道にあつては水源の監視を強化するとともに、水道水源による魚類の監視、自動水質監視機器の導入等を図ること。(略) ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・水道水源の水質監視体制強化、(略)</p>
<p>(3) 必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の相互連絡通報体制を整えているか。</p>	<p>○平14健水発第0327001号(課長通知)「水道法の施行について」第4の2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、(略)外部から情報を活用するべく情報受付窓口の設置等も併せて行うことが望ましい。また、水源の汚染等を発見したときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より関係者の体制整備に努めること。(略) ○平15健水発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第5の2 将来にわたり水質基準に適合する水を供給するためには、良好な水源を確保することが基本であるが、富栄養化による異臭味問題の拡大、化学物質の検出など水源水質の悪化は今後とも懸念されることから、水道水源保全対策が早期に講じられるよう、水道事業者等、関係部局等との連携を密にするよう留意されたいこと。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4 その他の留意事項 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について (略)水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。 別添3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項 (3) 水源の監視 (略)水源の水質異常時に直ちに適切な対策が講じられるよう、平時より関係者との連絡通報体制を整備する等を図ること。 ○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・流域圏等における関係機関との連携方策推進による水源水質の向上</p>

【クリプトスポリジウム等対策】

<p>②原水のクリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。</p>	<p>(1) 指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。 (注) 深井戸であっても、原水から指標菌が検出される場合があり、表流水の影響のある地下水を取水しているなど、構造によってはクリプトスポリジウム等の汚染のおそれがある。</p>	<p>○平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」第2 留意事項 1、定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 2、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断 (1) レベル4 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い) 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (2) レベル3 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある) 地表水以外の水を水道の原水としており当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (3) レベル2 (当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 (4) レベル1 (クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水以外のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 ○指標菌 大腸菌及び嫌気性芽胞菌は水道水源の糞便による汚染の指標として有効である。また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。このため原水にいずれかの指標菌が検出された場合には「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することとなる。 ○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第8号 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ※全量受水の場合、当該水道用水供給事業において、クリプトスポリジウム等に対する予防対策がなされていれば、混入するおそれはないと言える。</p>
<p>③クリプトスポリジウム等による汚染等のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。</p>	<p>(1) 原水にクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設では、ろ過施設の整備等又は水源対策の措置を講じているか。</p>	<p>○平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第8号 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ 地表水を原水としないこと。 ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。</p>

○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」）

3、予防対策

水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。

(1) 施設整備

(7) レベル4

ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を整備すること。

(f) レベル3

以下のいずれかの施設を整備すること。

(a) ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）

(b) クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理施設。具体的には以下の要件を満たすもの

①紫外線照射槽を通過する水量の95%以上に対して、紫外線（253.7nm付近）の照射量を常時10mj/cm²以上確保できること。

②処理対象とする水が以下の水質を満たすものであること。

・濁度 2度以下

・色度 5度以下

・紫外線（253.7nm付近）の透過率が75%を超えること（紫外線吸光度が0.125 abs./10mm未満であること）

③十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。

④原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること（過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が2度に達しないことが明らかである場合を除く。）

(4) 水源対策

地表水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウム等を排出する可能性のある汚水処理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が恒久的対策として重要であるので、関係機関と協議うえ、その実施を図ること。

また、レベル3又はレベル4の施設においてクリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要があること。

- (2) 汚染のおそれのある施設において適切な運転管理を行っているか。
○ろ過施設の濁度管理等を適正に行っているか。
○紫外線の照射量や維持管理等を適正に行っているか。
○施設整備中の管理を適正に行っているか。

○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」）

3、予防対策

水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。

(3) 運転管理

(7) ろ過

①ろ過池等の出口の水の濁度を常時監視し、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持すること。

②ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。

③凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。

○共通の留意事項

・ろ過池等の出口の水の濁度は各ろ過池等ごとに測定することとするが、不可能な場合は、各処理系統ごとに測定することとし、いずれの場合も測定記録を残すこと。

(f) 紫外線処理

①紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、水量の95%以上に対して紫外線（253.7nm付近）の照射量が常10mj/cm²以上得られていることを確認すること。

②原水濁度が2度を越えた場合は取水を停止すること。ただし、紫外線処理設備の前ろ過施設を設けている場合は、この限りではない。③常に設計性能が得られるように維持管理（運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正）を適正な頻度と方法で実施すること。

(ウ) 施設整備中の管理

①レベル4

クリプトスポリジウム等対策のために施設整備を早急に完了する必要があるが、整備中の期間においては、原水の濁度を常時計測して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、濁水等により原水の濁度レベルが通常より高くなった場合には、原則として原水の濁度が通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。ただし、上流の河川工事等が水道原水の濁度を上昇させている場合、底泥をまき上げない工事等のように必ずしもクリプトスポリジウム等による汚染を生じさせないものもあるため、当該工事の種類、場所その他を勘案して取水停止の必要性を判断すること。

②レベル3

クリプトスポリジウム等対策のために必要な施設整備に時間を要する場合には、以下のいずれかの措置をとること。

・過去の水質検査結果等から濁水等により原水の濁度レベルが高くなるのが明らかである場合には、原水の濁度を常時監視して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、原水の濁度レベルが通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。

・その他の場合には、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなったと判断される場合には、取水停止等の対策を講じること。

- (3) 原水等の検査を適切に行っているか。

○平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」第2 留意事項 1、定期的な原水に係る検査の実施について

水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成19年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。

○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」）

3、予防対策

水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。

(2) 原水等の検査

(7) レベル4及びレベル3

		<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をすること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。 (イ) レベル2 <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。 (ウ) レベル1 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。 ・3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこと。 <p>○留意事項</p> <p>レベル4及びレベル3の場合、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水または採水した水から得られるサンプルを14日間保存することが望ましい。そのための採水は浄水施設で行うことが望ましいが、当該浄水場からの給水を受ける配水系統内の給水栓の水でも差し支えない。</p>
<p>④クリプトスポリジウム等が検出された時の対応は整備されているか。</p>	<p>浄水からクリプトスポリジウム等が検出された場合の対応について整備されているか。 (注) 全量受水の場合にも、対応について整備する必要がある。</p>	<p>○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平19健水発第0330005号（課長通知）「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」）</p> <p>4、クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応</p> <p>クリプトスポリジウム症等が発生し、水道水がその原因であるおそれがある場合には、関係者は次の対応措置を講ずること。</p> <p>(1) 応急対応の実施</p> <p>水道事業者等をはじめ、都道府県の関係部局は連携して応急対応を実施すること。</p> <p>○連絡体制の整備 感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県（水道行政担当部局、感染症担当部局、食中毒担当部局、保健所等）、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこと。（略）</p>

7. 危機管理対策

<p>①危機管理マニュアル類の整備はされているか。 ※（参考）平成18年度報告徴収【様式7】</p>	<p>危機管理マニュアル類（水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策、漏水対策等）は整備されているか。</p>	<p>○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止</p> <p>○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○法第31条（準用） (略) 第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略) 第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略) 読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替等は、政令で定める。</p> <p>○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について」 (略) 貴管下の水道事業者等においてもこれに準じて地域の实情に即した地震防災の計画を策定するよう指導されたい。 (別添) 大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織、体制に関する事項（略） 2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項（略） 3 緊急貯水槽に関する事項（略） 4 施設点検及び工事の中止に関する事項（略） 5 応急給水に関する事項（略） 6 応急復旧に関する事項（略） 7 職員に対する教育、訓練に関する事項別添（略） <p>○昭61環水第116号（課長通知）「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」3 地震、風水害等に備えた防災計画について、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定した防災計画の策定・充実</p> <p>○昭49環計第36号（部長通知）「漏水対策について」Ⅱ3 漏水時に予想されるすべての事態を想定して、おおむね次に掲げる漏水対策活動に関する計画をあらかじめ作成し、漏水対策活動を効果的に行えるよう備えること。 (1) 広報活動、(2) 給水制限の実施、(3) 応急給水の実施、(4) 緊急水源の確保、(5) 保健衛生対策</p> <p>○昭59衛水第46号（課長通知）「漏水対策指針の送付について」（略）</p> <p>○平13健水発第87号（課長通知）「米国同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。</p> <p>○平17健水発第1017001号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・地震、水害等の各種危機管理マニュアルの策定 (参考) 平9.1 水道の耐震化計画策定指針（厚生省） (参考) 平19.3 「危機管理対策マニュアル策定指針」（厚生労働省） (参考) 平20.3 「水道の耐震化計画策定指針」（見直し） (参考) 平19目途「広域的災害対策計画策定指針」</p>
<p>②連絡体制の整備状況は万全か。</p>	<p>水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよ</p>	<p>○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止</p> <p>○法第23条第1項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させ</p>

う平時より関係者に周知しているか。
○厚生労働省及び関係機関への連絡先が緊急時の連絡体制図等に明記されているか。

る措置を講じなければならない。

○法第31条（準用）

（略）第23条（略）の規定は、水道水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○昭49環計第36号（部長通知）「渇水対策について」II2

渇水の状況に応じ、水道事業体に渇水対策本部を設置するなど、体制を整備し、関係行政機関との連絡調整を円滑にするともに（略）

○昭55環水第3号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」

2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項
応急対策が適格に実施されるよう必要な情報の入手並びに関係機関への報告及び要請のための情報伝達等に関し、次の事項に係る内容を明示すること。

(1) 県の水道担当部局等との間及び組織内部における情報伝達経路

(2) 情報伝達方法

別添 厚生省防災業務計画

第2 災害時応急体制の整備

3 水道事業等は、（略）以下の措置を行う。

(2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。

○昭61環水第116号（課長通知）「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1

電気事業者との連絡体制に関し、次の点に配慮した点検及び整備・強化

(1) 連絡責任者の設置及び連絡系統の整備

(2) 電話による連絡体制の確立

(3) 水道事業者等からの電気系統の復旧に関する希望優先順位の提示

(4) 双方の施設配置等に関する情報の交換

(5) 停電時の双方の体制に関する情報の交換

○平13健水発第87号（課長通知）「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2)

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。（略）さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

○平16健水発第0226002号（課長通知）「不法行為の未然防止のための警備強化について」

2 連絡責任者の再確認

警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底

○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3

・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主整備の強化に努めること。

・緊急時における関係者に関する連絡体制を確認すること。

○平15健水発第1010001号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第4の4

（略）また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。（略）

○平15厚生科学審議会「水質基準の見直し等について（答申）」

VI. 水質検査における精度と信頼性保証

6 精度と信頼性保証の制度を導入する場合の留意点

(2) 指定検査機関（今後登録検査機関に移行）

（略）また、中小水道事業者と民間検査機関の間で水道水質危機管理マニュアルを明確に設定しておく必要がある。

○平成19年事務連絡「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供については以下のとおりお願いいたします。

1. 自然災害による断水等水道施設への被害が確認された場合

2. 渇水による断水が発生した場合

3. 事故その他の原因による断水が発生した場合

4. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合

5. 断水発生事態以外で連絡をお願いした事項

(1) 水道に対するテロが発生した場合

(2) 水道における情報システム障害（サイバー攻撃）が発生した場合

③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。

(1) 給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。

○水道技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。

○法第19条第2項（水道技術管理者）

水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

(7) 第23条第1項の規定による給水の緊急停止

○法第23条第1項（給水の緊急停止）

水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

○法第31条（準用）

（略）第23条（略）の規定は、水道水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○昭49環計第36号（部長通知）「渇水対策について」II2

（略）水道事業体内部における各種渇水対策活動に関する指揮命令系統の明確を期すること。

○平13健水発第87号（課長通知）「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2)

（略）また、給水停止措置等の緊急事態対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。（略）

○平17事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」

（略）については、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお願いいたします。

○平成17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3

・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。

(2) 給水の緊急停止を行った場合、関係者に周

○法第23条第1項（給水の緊急停止）

水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは

	<p>知らせる措置が講じられていたか。 (過去5年以内で、緊急停止の実績はあるか。また、その理由は何か。)</p>	<p>直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p>
<p>④ 応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。</p>	<p>(1) 応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。</p>	<p>○ 法第19条第2項 (水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止</p> <p>○ 法第23条第1項 (給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>○ 法第31条 (準用) (略) 第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略) 第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○ 昭49環計第36号(部長通知)「漏水対策について」II 8(3) 応急給水活動は、他都市等との連携を十分図り、医療機関等に対し十分に配慮するなど、十分な体制と準備のもと計画的に行うこと。</p> <p>○ 昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」 5 発災後、市町村長等が行う応急給水に対する水道事業者等の協力については、その役割分担、必要水量、時期及び給水拠点の把握を行った上、必要に応じて次の事項に係る内容を明示すること。 (1) 手順、方法等に関する応急給水要領 (2) 人員、資機材の確保対策 (3) 応援給水の受入体制 (4) 応急給水における衛生対策</p> <p>6 応急復旧に関する事項 被災した水道施設は可及的速やかに復旧する必要があるため、その被災状況の想定を行った上、次の事項に係る内容を明示すること。 (1) 手順、方法等に関する応急復旧要領 (2) 復旧組織の整備 (3) 管、弁類の備蓄等復旧資機材の確保対策 (4) 建設業者等の協力の確保</p> <p>別添 厚生省防災業務計画 第1編第5章第2節 第1 水道施設の耐震化等 3 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。</p> <p>第2 災害時応急体制の整備 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成すること。 (2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3) 他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。 (4) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 (5) 消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から、関係機関と協議・調整を行うこと。</p> <p>第2編第5章第2節 第2 応急給水及び応急復旧 1 被災水道事業者等は、地域防災計画及びあらかじめ定められた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県を通じて、他の水道事業者等に支援を要請する。</p> <p>第3 被災者への情報伝達 (略) 水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、(略) 応急給水及び応急復旧状況に関して保健衛生上留意すべき事項等についての確かな情報提供を行う。</p> <p>○ 平13健水発第87号(課長通知)「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略) さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立する(略)</p> <p>○ 平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(3)</p> <p>④ 応急給水実施の確保 災害発生や水質事故等による給水停止事態においても必要な応急給水の実施を確保するための施策について、応急給水目標量等に関する目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。</p> <p>⑤ 応急復旧体制の整備 他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。</p> <p>○ 平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・ 他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備</p> <p>○ 平成18健水発第1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 (略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略) 貫事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。 (略)</p> <p>2. 事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保すること。 3. 上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事</p>